答 申

第1 審査会の結論

山形県知事は、本件異議申立ての対象となった公文書の不開示部分のうち、次に示した 部分を開示すべきである。

「農業共済に係る調査結果」のうち、調査票による回答区分ごとに記載された情報

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成20年10月1日、山形県情報公開条例(平成9年12月県条例第58号。以下「条例」という。)第4条第1項の規定により、山形県知事(以下「実施機関」という。)に対し、県が所持している 農業共済組合(以下「本件組合」という。)の平成11年度果樹共済の書類(申込書等)と平成19年度に本件組合が行った調査の返答全ての開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、農林水産部が保有する本件組合の 果樹共済関係書類のうち
 - (1) 「平成11年度果樹共済掛金振替依頼書綴」
 - (2) 「平成11年產収穫共済引受通知書」
 - (3) 「平成11年度果樹共済引受集計表」
 - (4) 「平成11年度特定危険方式共済掛金・賦課金徴収元帳」
 - (5) 「平成11年度果樹共済(特定危険方式)加入申込書」
 - (6) 「平成11年度果樹共済掛金日計表()H11.4.6日~9日」
 - (7) 「平成11年度再保険引受通知書(特定方式のぶどう)」
 - (8) 「平成11年産収穫共済(ぶどう)引受変更に係る引受正誤表(・・特定ぶどう)」
 - (9) 「平成11年度果樹共済加入申込書のコピー(特定方式の凍霜害方式のぶどう)」
 - (10) 「平成11年度共済掛金徴収元帳」
 - (11) 「平成11年度共済掛金集計表」
 - (12) 「平成11年度納入告知書」
 - (13) 「平成11年度引受通知書の写し」

及び、平成19年度に本件組合が行った調査の返答である

(14) 「農業共済に係る調査結果」

(以下「本件公文書」という。)を特定した上で、以下に掲げる「開示をしない部分」を除いて公文書を開示する旨の決定(以下「本件処分」という。)を行い、「開示をしない理由」を付して、平成20年10月9日付け農政第553号公文書一部開示決定通知書により、同日、異議申立人に通知した。

開示をしない部分

- ア 平成11年度の果樹共済関係書類に記載されている個人の住所、氏名、電話番号、 組合員コード、その他個人が特定できる(引受面積、樹種など)情報
- イ 本件組合が行った調査の返答関係書類に記載されている情報(以下「本件調査情報」という。)

開示をしない理由

- のア 個人に関する情報であって、開示をすることにより特定の個人が識別されるため(条例第6条第1項第2号該当)
- のイ 法人その他の団体に関する情報であって、開示をすることにより当該組合 の円滑な共済業務の運営に支障を来すおそれがあるため(条例第6条第1項 第3号該当)
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成20年12月5日、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。
- 4 平成21年1月14日、実施機関は、条例第11条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に対して、当該異議申立てに係る諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨 異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において主張している異議申立て の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) この文書は不正引受に関する報告書であるが、既に会計検査院や農林水産省、県に報告のうえ掛金等の返還も行われており、本件組合自らが会見を行い、その概要も新聞等で報道されている事実であり、詳細について公表しないのは甚だ常識から逸脱しているものと言わざるを得ない。既に公表している情報を開示しても、本件組合の共済業務の運営に支障が生ずるとは思われない。
- (2) 結果を公表することこそが組合員の信頼を得ることにつながるはずであり、数字を公表することで組合員との信頼関係が損なわれるとの主張には矛盾がある。
- (3) 共済加入者は申込書提出時に加入状況を記載しなければならないが、本件組合はその情報をそのまま報告しているだけであり、報告時に加入者個々に承諾を得てから提出しているものではないことから、本件組合の主張は要領を得ない。
- (4) 組合員との信頼関係を損なった理由は本件組合が行った不正行為であり、調査やその内容を公表することが組合員との信頼関係を損なうものではないことは明白であり、本件組合の主張はあてはまらない。
- (5) 本件処分のうち、第2の2(1)から(13)までの文書に係る決定については、異議を申し立てるものではない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭意見陳述において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件開示請求の内容は、農林水産部が保有する「本件組合の平成11年度果樹共済関係 書類(申込書等)」及び「平成19年度に本件組合が行った調査の返答全て」の2項目で ある。

第1の請求項目について、県は、平成16年6月に本件組合を対象に行われた会計検査院の実地検査の際に本件組合が保有する果樹共済関係資料等の写しを会計検査関係資料として取得しており、当該資料のうち、平成11年度分共済申込書等を本件公文書として特定した。

第2の請求項目については、平成19年9月から10月にかけて、県が県内3農業共済組合を対象に実施した検査の結果、二つの農業共済組合において共済の不正引受が確認されたことから、3農業共済組合に対して悉皆調査の実施を求めたのを受け、県に提出された調査結果のうち、本件組合からの調査結果報告書を本件公文書として特定した。

2 不開示情報の該当性について

(1) 「個人情報」について

平成11年度果樹共済関係書類中に記載されている個人の住所、氏名、電話番号、 組合員コード、引受面積、樹種等の情報は、個人に関する情報であって、特定の個 人が識別される情報である。

(2) 「法人等情報」について

本件組合が組合員を対象に行った共済の加入状況に係る悉皆調査の取りまとめ結果に記載されている本件調査情報は、本件組合に関する情報であるため、公文書開示についての第三者意見の提出を求めた。その結果、「一部不開示とされた情報が開示されると、調査に協力し回答した結果(数字)が取りざたされると予想されることから、組合と組合員との信頼関係が損なわれるおそれがある。」、「国の通知に基づき実施している共済への加入内容調査に対して、今後、組合員から十分な協力を得られなくなるなどの影響が考えられる。」、「組合員との信頼関係が損なわれると、組合における今後の円滑な共済事業の運営に支障が生じ、ひいては農業災害補償制度の根幹にも影響をきたすおそれがある。」との理由から、「開示することにより円滑な共済業務の運営に支障を来すおそれがある。」とする旨の意見が提出された。

本件組合から提出された意見を検討した結果、本件悉皆調査の発端となった、農業共済掛金の不正引受に関する一連の動きが報道された経緯もあり、当該文書が開示されることにより、その数字が取り上げられ、本件組合がその対応に追われることになることも考えられることから、「当該法人等の競争上その他正当な利益を害するおそれがある情報」に該当すると判断したものである。

なお、本件悉皆調査に係る調査票の回答区分のうち、「加入していない」の欄の平成11年度から平成19年度までの合計の数字については、既に報道機関等に対して公表していることから、本件処分においても開示の決定を行っている。

第5 審査会の判断

1 本件開示請求に係る文書について

平成16年6月、本件組合に対して会計検査院による実地検査が行われ、農業共済掛金の不正引受の事実が判明した。その際、実施機関は当該実地検査に立ち会い、本件組合が保有する果樹共済関係資料等の写しを会計検査関係資料として取得しているが、当該資料の一部が、本件開示請求対象文書(第2の2(1)~(13))である。

また、平成19年11月、実施機関は、当該不正引受の実態を把握するため、農業災害

補償法(昭和22年法律第185号)第142条の2に基づき、本件組合を含む県内3農業共済組合に対して、農業共済加入者を対象とした共済の加入意思を確認する悉皆調査の実施を求めた。各農業共済組合から提出された調査結果のうち、本件組合から提出された調査結果が、本件開示請求対象文書(第2の2(14))である。

2 本件事案の審査について

本件事案について当審査会は、異議申立人の主張にあるとおり、本件公文書のうち第2の2 (14)「農業共済における調査結果」について審査することとし、異議申立人及び実施機関双方から意見を聴取するとともに、インカメラ審理を行い、不開示の理由となった条例第6条第1項第3号への該当性について検討を行った。

3 条例第6条第1項第3号該当性について

条例第6条第1項第3号本文は、「開示をすることにより、当該法人等又は当該個人の 競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報」を不開示情報とする としている。

実施機関は、「農業共済における調査結果」中において不開示とした本件調査情報は、同号に該当すると主張しているので、当該文書の同号該当性について検討する。

実施機関が不開示とした部分を審査会で検分したところ、当該部分には、組合員を対象とした悉皆調査に係る調査票の回答区分(「加入した」「加入していない」「覚えていない」「その他」)ごとの数字が記載されているのみであり、個々の組合員がどのような内容の回答をしたのかまでは特定できない情報であると認められた。

実施機関は、本件処分を行うに際し、本件組合に意見照会を行っているが、それに対して本件組合は「開示されると、調査に協力し回答した結果(数字)が取りざたされると予想されることから、組合と組合員との信頼関係が損なわれるおそれがある。」旨の回答をしている。しかし、上記のとおり、調査結果に記載された情報が開示されても、組合員の個別の回答内容が明らかになるものではないことから、組合員が通常有すると思われる本件組合との信頼関係が損なわれるとは考え難い。

また、実施機関は、県内農業共済組合の不正引受の実態を把握するために、農業災害補償法に基づき当該調査結果の報告を徴したのであり、実施機関が本件調査情報を開示しても、農業共済組合の社会的評価、社会的活動の自由等が不当に損なわれるなど、その正当な利益を害するおそれや、実施機関による今後の指導監督事務に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

実施機関が不開示の理由とした「正当な利益を害するおそれ」の内容については、既に

検討した内容以外に実施機関からの具体的な説明が得られないことから、そのようなおそれがあるとの主張は実施機関の推測にすぎず、正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められないため条例第6条第1項第3号に該当せず、「農業共済に係る調査結果」中で不開示とした本件調査情報は全て開示すべきである。

4 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別記のとおりである。

別記

年 月 日	処 理 内 容	
平成21年 1月14日	諮問庁から諮問を受けた。	
平成21年 1月30日	諮問庁から公文書一部開示決定に係る理由説明書を受理した。	
平成21年 2月20日	異議申立人から意見書を受理した。	
平成 2 1年 5月 1 9日 (第 11 回審査会)	事案の概要説明を行った。	
平成 2 1年 6月 1 8日 (第 12 回審査会)	異議申立人及び実施機関から意見を聴取した。 事案の審議を行った。	
平成 2 1年 7月 2 1日 (第 13 回審査会)	事案の審議を行った。	

山形県情報公開·個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	役 職	備考
水上進	弁護士	会長
伊藤三之	弁護士	会長職務代理者
安 達 ひさ子	株式会社安達自動車ボデー製作所代表取 締役	
和泉田 保 一	山形大学人文学部講師	
須 賀 まり子	人権擁護委員、山形市教育委員	